

2020  
事業報告書

社会福祉法人日向更生センター

# 令和二年度の総括

社会福祉法人 日向更生センター

## はじめに

令和2(2020)年は、東京オリンピック開催の年になる予定であったが、新型コロナウイルスの世界規模の感染により、1年延期となった。しかし、感染者数が増加傾向にあり、いまだに終息する気配が見えず、先の見えない、不安な状況が続いている。

新型コロナウイルスの感染拡大は、いずれ終息すると思われるが、今後の社会状況がどのように変化するかはわからない。世の中の変化をしっかりと押さえて、新しい視点で地域のニーズ、利用者のニーズを把握し、これからの時代にふさわしい対応をして行かなければならないと思われる。

特に、これから確実視される少子化や人口減少にどう取り組むか、自然災害(感染症を含む)の脅威にどう対応するか、地域福祉の向上をめざす社会福祉法人として、この状況をしっかりと受け止めて事業を展開していかなければならないことを、改めて認識させられた一年であった。

## 1 問われる法人としての経営力

### (1)理事会が、法人の業務執行機関としての機能を果たしていく

平成28年に施行された改正社会福祉法により、新しい理事構成で出発し、4年が経過したが、理事会が業務執行機関として十分機能したとは言えない。理事会が機能するためには、ガバナンスの仕組みがしっかり組み立てられていなければならない。

ガバナンスの仕組みとは、組織のなかで営まれているさまざまな活動に関する情報を共有し、その情報をもとに対話を通じて組織としての意思決定が行われ、その結果が適時・正確に組織内で共有されるとともに、外部の利害関係者にも提供される仕組みをつくることである。

ガバナンスの仕組みが確立されることにより、理事長及び業務執行理事に選任されている各施設長の責任及びその能力の評価が明確になり、外部理事による事業推進に係るチェック機能も十分働くことになる。さらに、議決機関となる評議員会の委員のみなさんの意思決定の重要な材料となる。その意味で、令和2年度において、ガバナンスの確立を法人の事業計画の柱としたが、未だ至らず、令和3年度へ引き継ぐことになった。

### (2)新しい取り組みへの働きかけ

社会福祉法人は、他の公益法人よりも高い義務を負う特別な法人として創設されている。フォーマルな枠で定められた社会福祉事業にとどまらない、地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組みを推進していかなければならない。そして、成果を上げるためには、地域との関係をなお一層密にしていかなければならない。

法人の事業内容の透明性を高め、情報の公開を徹底することはもちろんであるが、地域に根差した事業展開を図るために、利用者の声、地域の声を受け入れやすい体制を作ることが重要である。さらに、こちらから出向いて(アウトリーチ)、声を拾う努力が事業発展の要となるであろう。

しかし令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、地域に出向き働きかけることが出来ず、地域の方々にも参加いただく予定だった事業も中止せざるを得なかった。地域との連携をさらに高めるために、どのような取り組みが有効か、大きな課題として残った。

### (3)令和二年度の経営状況の検証

介護保険制度事業から得られる収入がほとんどである当法人として一番重視する経営指標は、「稼働率」である。一定の「稼働率」を確保することが、経営を安定させる重要な要素となる。さらに、できるだけ加算を取得できるよう努力していくことも重要である。

ここ数年の状況を見ると、稼働率の低下がなかなか回復しない状況にある。ただし、「稼働率」の伸び悩みが、サービスの質が悪いことが原因でなく、利用者の重度化が進行し、入院、死亡退園する比率が高まっている結果であることは強調しておきたい。

今後とも、稼働率を上げる方向で事業展開を図らなければならない状況にあるが、一方で職員の努力に対しては評価したい。例えば、入所施設部門では、稼働率を低下させる原因の一つである誤嚥性肺炎をなくす取り組み(委員会の設置)や空きベッドを早急に充足させる取り組みを実践している。在宅部門では、通所介護事業や短期入所生活介護事業の利用者確保への取り組みを実践し、コロナの影響があったが、それぞれ利用率が高い値で安定して推移している。また、各種加算の取得に対しても努力が十分うかがえる。重度化が進むとしても、職員のチームワークによるより良いサービス提供が、事業継続の基本であり、日向更生センターはこれを十分担える職員体制であることを確認したい。

今後、経営の安定、事業の継続に向けた取り組みをしっかりと示していく必要があるが、特に、社会福祉医療機構への返済があと3年で終了する。今後具体的な新規事業への取り組みを検討していくが、その意味でも、なお一層、皇寿園における稼働率のアップ、各事業のアクションプランの実現、業務執行理事会の活性化への取り組みが重要と考える。

## 2 人材

### (1)人材確保

近年、宮崎県内の介護福祉士養成校(高等学校福祉課、専門学校、短大、大学)を目指す新卒の学生が極端に減少している。特にこれからの社会を支える若い力が、介護・福祉の現場に関心を持たない状況には危機感を感じる。

この様な状況の中で、当法人が令和3年度に向けて、大卒1名と中途採用者を若干名であるが確保できたことは、まだ恵まれた環境にあったといえる。

法人としては、高等学校、専門学校、短大、大学等の福祉職を目指す学生の実習施設として開放しているが、新型コロナウイルスの影響で実習を中止せざるを得ない状況が何度か見られたことは、非常に残念である。次代の福祉を担う若い人達に影響が出ないよう願わざるを得ない。どの様な形であれば実習を受けられる体制が出来るか課題が残った。

今後のことを考えると、もともと福祉に関心がありながら、十分な情報を得ることが出来な

いで、他職種に進む学生たちがおり、さらに、これからの日本の将来を担う事業を展開しているところはどこかということを実際に考えている学生がいると思われる。このような学生に対して、真剣にダイレクトに社会の役に立っているところはどこか、人間にしかできない仕事に取り組んでいる世界はどこか、それが福祉の仕事であることの認識を深めてもらうことを積極的に取り組むことが重要である。これも経営戦略の一つであろう。

さらに、有効な広報のあり方を身につけ、福祉の現状を具体的に、わかりやすく見せる、魅力を伝える努力をしなければならない。そして、私たちはどのような人材が欲しいのかをもっと明確にする必要がある。さらに、海外からの実習生の受け入れも視野に入れながら対応することが必要となるが、しばらくの間は、新型コロナウイルスの世界規模の感染により、外国人技能実習生の受け入れが非常に困難になることが予想される。

## (2)今後の働き方改革

2019年4月、労働基準法や労働契約法など関連する8本の法律を改正した働き方関連法が施行され、「働き方改革」が本格的にスタートした。目的は、長時間労働の是正と生産性向上である。労働生産性の向上は、労働者一人当たり、もしくは単位時間当たりにも生み出される価値としてとらえられる。

これからの、人口減少で労働力不足が深刻化する中で、ITなどを駆使した労働生産性の向上が、業界を問わず急務になってくることが予想される。福祉の現場においても避けられない状況である。

## (3)人材定着

上記(2)に関連して、人材定着の重要なカギの一つが生産性の向上であると考えられる。すなわち専門性を発揮し、負担を軽減することである。具体的には、業務プロセスを細分化し、専門職でないと担えないことと、そうでないことに分ける。また、ICT(情報通信技術)による業務の効率化・省力化を図ることが今後の課題で、介護機器(ロボットスーツや道具)を研究し、採り入れることで、これまでの介護を改める必要性が高まってきている。そこで、今後重要となるのが、デジタル・スキルの習得であると考えられる。

最近では、様々な場面でデジタル化が進んでいる。福祉・介護の世界においても、デジタル化の影響を受けて仕事のあり方が変容する可能性がある。そういった仕事に円滑に移行・対応できるように、われわれは必要なスキルを身につけていかなければならない。これからは、生涯を通じてデジタル・スキルの習得・向上に努めることが重要となる。人々が生涯にわたって学習機会を得られる環境を整え、変化するニーズに絶えず適応させていく積極的な対応が求められる。さらに、世界は、年功序列ではなく「業績序列」が常識である。福祉の社会もその方向に加速していくであろう。

### 3 新型コロナウイルスから得た視点

#### (1) ベーシックインカム(最低限所得保障)

ベーシックインカムという仕組みがある。これは、働こうと働かなくても関係なく、国民すべてに一定の支給をするという最低保障の考え方である。日本でも「特別定額給付金」として、対象者1人につき一律10万円が支給された。これは一時的なベーシックインカムと言える。

ベーシックインカムが今後の生活困窮者対策として有効かどうか分からないが、従来のセーフティネットとして生活保護制度があり、新型コロナウイルスの影響によりベーシックインカムというアイデアが出て来たが、これは生活保護に代わり得るものではないと思える。しかし、一時的な対応としては有効な場合もあると思えるので、今後の社会保障制度の新しい展開として注視する必要がある。

#### (2) AI やロボットの普及

新しい技術が発達した世界では、我々の福祉の仕事には“人間らしい力”が求められる。言い換えれば、「人間にしかできない仕事は何か」をしっかりと考えていかなければならない。

特に、AI やロボットより人間が優れている点として、共感力、創造力、理解力、交渉力があげられているが、このことは、高齢者でも力を発揮するチャンスがあることを示している。つまり、常に自分の視野を広く持ち、物事を分析する努力を心掛けている者は機械よりも高次元な仕事ができるといえるであろう。

#### (3) 自立と自律

自立と自律の概念を整理する必要があると考える。自立するためには、自己選択・自己決定が基本で自律は自己をコントロールできるかが問われる。今必要なことは、社会全体の動きに対して、自己をどこまでコントロールできるかが重要なカギとなっているように思える。

#### (4) 終末期の延命の議論(ACP「Advance Care Planning」の作成)

ACPとは、まだ元気なうちに、将来、自分の意思決定能力が低下した時に備えて、望む医療や介護の方向性について、本人や家族や医師や介護提供者などと話し合いを持ち、コンセンサスを共有しておく仕組みである。つまり、意思表示が出来なくなったら、その時に治療をどうするかということ、前もって決めておくということである。本人の意思が明確にされていないと、医療の現場では往々にして困難な状況に陥る。40歳になったらACPを作ることを制度化すべきという議論が出てきている。

家族の多数決で終末医療の方針を決めるということは、ナンセンスであり、本人の自由意思を尊重する仕組みを確立することが今後の日本において必須の制度となるであろう。

### 4 2040年を展望した社会福祉法人経営の課題(令和2年度と同じ視点)

2025年以降、現役世代(生産年齢人口)の激減が確実視され、2040年問題として、少子高

齢・人口減少社会への対応が大きな課題となっている。つまり、2040年代の予想される環境の変化として、団塊ジュニア世代が高齢者になることにより、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」へと大きく変化することである。そのために、今までの標準的な人生設計モデルでは対応できず、自治体機能の維持が困難となることが予想される。

また、現役世代の減少により、福祉人材の確保がより困難になる。事業を継続展開させるためには、より少ない人手でも回る福祉の現場を実現するために知恵を出し合うことが求められる。さらに、地域の衰退、家族機能のさらなる脆弱化等による生活課題の複雑化や困難化が顕在し、公的支援のみでは対応できない地域の生活課題に対する支援の有り方(地域における公益的な取り組み)の充実・拡充、さらに社会福祉法人の在り方が問われてくる。

この様な状況の中で、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」が開かれ、2040年代に向けた社会福祉法人の在り方、事業に取り組む視点を下記のように整理している。

- (1)社会福祉法人の連携・協働化の取り組みの推進
- (2)社会福祉法人が主体となった連携法人制度の創設
- (3)希望する法人が大規模化・連携に円滑に取り組めるような環境整備

これらの視点をベースに、地域共生社会の実現に向けて、当法人としての方向性を示していくことが今後の中長期の重要課題となる。

既に実施している、生計困難者に対する相談支援事業(みやざき安心セーフティーネット事業)の充実を図りながら、地域の中に多くの生活困窮者がいることを再認識し、社会福祉法人としての役割を発揮して行けば、「地域共生社会」の実現に向けた貢献度は高まるであろう。

## 5 今後の対応

新型コロナウイルスの影響がどこまで広がるか、先を見通すことができない状況にある。今後の対応として考えておかなければならないことは、今まで、過去の事例を参考に将来の予測をし、実践してきたが、これが大きく転換して、新しい視点で事業を展開しなければ、継続性が担保されない状況になる可能性があることである。その意味で、社会福祉法人としてのあり方も、今まで以上に厳しいものになるかもしれない。

これからはウイズコロナとアフターコロナをきちんと分けて考えなければならない。前者はウイルスの脅威が存在する状態、後者はそれがおおむね解決した状態ととらえると、現段階はまだウイズコロナの状態であり、私たちの生活は、ステイホームが原則となる。さらに、感染拡大を防止するためには、人や物の移動を制限せざるを得ない。この様な中で利用者と家族の面会も制限せざるを得ない状況が続いていく。家族関係を維持していくためには、家族への情報の提供、家族との情報交換を丁寧に、そして緊密に行う必要がある。

今後早急に、有効なワクチンの接種が行われ、有効な治療薬が開発されることを期待し、社会福祉法人として、ウイズコロナの教訓が生かされた、アフターコロナの福祉サービスの在り方を考えておかなければならないだろう。

2020  
法人事業報告  
資料編

社会福祉法人日向更生センター

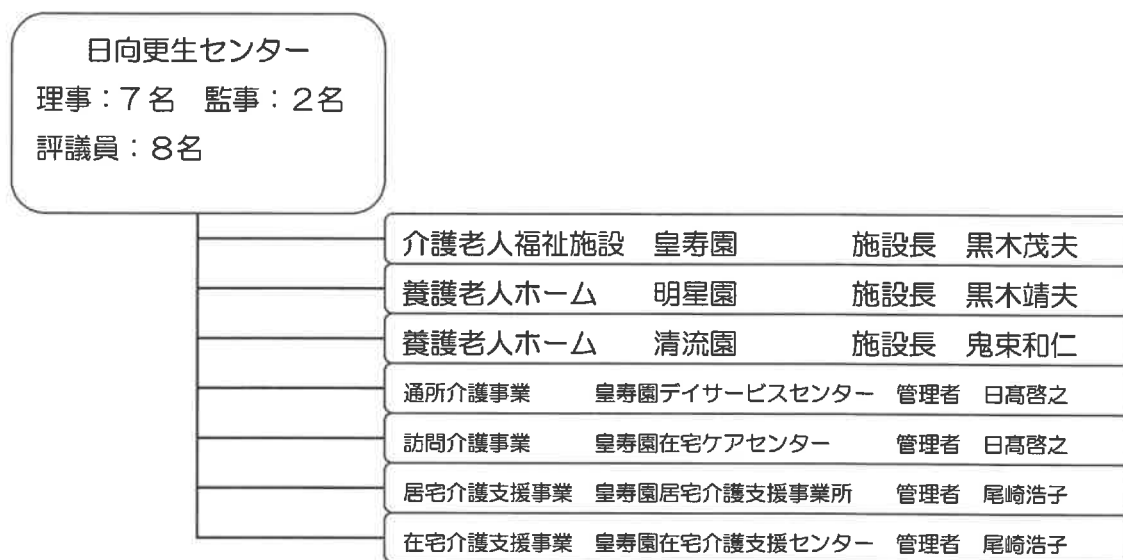


# 1 法人の概要

令和3年4月1日現在

法人名	社会福祉法人日向更生センター		代表者名	黒木茂夫		
主たる事業所の所在地	宮崎市阿波岐原町前浜4276番地650					
設立認可年月日：番号	昭和44年2月21日シレイ第34号					
設立登記年月日	昭和44年3月12日					
法人 が 行 う 事 業	1) 社会福祉事業 a 第1種社会福祉事業					
	事業の種類	施設名	所在地	定員	職員数	事業開始年月日等
	特別養護老人ホーム	皇寿園	宮崎市阿波岐原町4276番地650	100名	常勤職員72名 非常勤職員4名	昭和44年10月20日 介護保険指定：介護老人福祉施設
	養護老人ホーム（外部利用型特定施設）	明星園	宮崎市阿波岐原町4276番地227	50名	常勤職員16名 非常勤職員8名	平成12年4月1日宮崎市から法人に譲渡
	養護老人ホーム（外部利用型特定施設）	清流園	清武町今泉6894	50名	常勤職員20名 非常勤職員10名	平成22年10月1日宮崎市の指定管理者運営委託開始
	b 第2種社会福祉事業					
	事業の種類	施設名	所在地	定員	職員数	事業開始年月日等
	老人デイサービス事業	皇寿園 デイサービス	宮崎市阿波岐原町4276番地221	30名	常勤職員6名 非常勤職員1名	平成4年4月1日 介護保険指定：通所介護事業所
	老人短期入所事業	皇寿園	宮崎市阿波岐原町4276番地650	10名 空床利用	-	昭和54年10月2日 介護保険指定：介護老人福祉施設
		明星園	宮崎市阿波岐原町4276番地227	空床利用	-	
		清流園	清武町今泉6894	2名	-	
	老人介護支援センターを運営する事業	皇寿園在宅介護支援センター	宮崎市阿波岐原町4276番地650	-	常勤職員3名	平成21年4月1日から法人事業
		皇寿園居宅介護支援事業所				平成12年4月1日 介護保険指定：居宅介護支援事業所
	老人居宅介護等事業	皇寿園在宅ケアセンター		-	常勤職員3名 登録ヘルパー17名	平成6年4月1日 介護保険指定：訪問介護事業所
	生計困難者に対する相談支援事業	皇寿園 明星園 清流園	各事業所において	-	-	平成29年1月1日
	2) 公益事業 なし			3) 収益事業 なし		

## 2 社会福祉法人日向更生センターの全体組織



### ■日向更生センター役員及び評議員

令和3年4月1日現在

役員（理事・監事）			評 議 員		
理事長	黒木茂夫	皇寿園施設長	評議員	中原良治	民児童委員
理 事	鶴田順三郎	前) 地方行政職 前) 特養施設長	評議員	中原優太郎	自治会長
理 事	黒木玲子	看護師・ケアマネ	評議員	恒吉久美子	社会福祉法人理事長 保育園園長
理 事	河野正和	社会福祉法人役員	評議員	高橋 勝	社会福祉法人役員
理 事	清 俊郎	前) 地方行政職	評議員	井野三男	民生委員・児童委員 檉地区社協会長
理 事	鬼束和仁	清流園施設長	評議員	金丸義郎	社会福祉協議会 常務理事
理 事	黒木靖夫	明星園施設長	評議員	丸山英晴	医療法人財団理事長
監 事	椎木 隆	特定非営利法人管理者	評議員	樋口和徳	社会福祉法人理事長 障害者支援施設施設長
監 事	野元俊一	税理士事務所			
運営協議会			評議員選任・解任委員会		
委 員	山本雄三	介護事業所管理者	監 事	椎木 隆	法人監事
委 員	奥野忠之	法人第三者委員	外部委員	泉 クニ	法人第三者委員
委 員	泉 クニ	法人第三者委員	外部委員	山崎 睦男	大学准教授
委 員	日高淳子	法人第三者委員	事務局員	海野正常	法人事務局

### 3 実施事業

事業名	施設名	実施内容
(1) 第一種社会福祉事業		
(イ) 特別養護老人ホーム	皇寿園	※施設別事業報告書に記載
(ロ) 養護老人ホーム1	明星園	
(ハ) 養護老人ホーム2	清流園	
(2) 第二種社会福祉事業		
(イ) 老人デイサービス事業	皇寿園デイサービスセンター	※施設別事業報告書に記載
(ロ) 老人介護支援センター	皇寿園在宅介護支援センター	
(ハ) 老人短期入所事業	皇寿園	
(ニ) 老人居宅介護等事業	皇寿園在宅ケアセンター	
(ホ) 生計困難者に対する相談支援事業	皇寿園・明星園・清流園	※以下に記載

#### (2) (ホ) 生計困難者に対する相談支援事業

※令和2年度は実績なし

#### 4 理事会

開催 年月日	出席数	議 題	欠席者
<b>第1回</b> 令和2年 6月8日	理事7名 監事2名	(決議事項) 第1号議案 令和1年度事業報告の承認 第2号議案 令和1年度決算の承認 第3号議案 令和2年度賞与支給係数 第4号議案 定時評議員会の招集事項 第5号議案 皇寿園デイサービス送迎車両の老 朽化に伴う新車両のリース委契約に かかる業者選定について (報告事項) ①令和1年度決算にかかる社会福祉充実残額 ②理事長専決事項 ③理事の業務執行状況	(欠席) なし
<b>第2回</b> 令和2年 12月16日	理事7名 監事2名	(報告事項) ①理事長専決事項 ②理事の業務執行状況 ③令和2年度上期収支状況 (決議事項) 第1号議案 令和2年度一次補正予算(案)	(欠席) なし
<b>第3回</b> 令和3年 3月23日	理事7名 監事2名	(決議事項) 第1号議案 令和2年度二次補正予算(案) 第2号議案 令和3年度事業計画(案) 第3号議案 令和3年度資金収支予算(案) 第4号議案 任期満了にともなう評議員選任解 任委員の選任について 第5号議案 任期満了にともなう運営協議会委 員の選任について 第6号議案 就業規則の一部改正(案) 第7号議案 業務委託契約 (報告事項) ①理事の業務執行状況 ②理事長専決事項	(欠席) なし

## 5 評議員会

開催年月日	出席数	議 題	欠席者
定時評議員会 令和2年 6月23日	評議員 7名  理事3名 監事1名	(決議事項) 第1号議案 令和1年度決算にかかる計算書類及び財産目録の承認  (報告事項) ①平成31年度事業報告 ②理事長専決事項 ③理事の業務執行状況	(欠席) 1名

## 6 運営協議会

開催年月日	出席数	議 題	欠席者
令和2年 3月27日	委員 3名  理事3名	(協議事項) 1. 令和2年度事業計画 2. 令和2年度収支予算 (報告事項) ①理事長専決事項 ②理事の業務執行状況	(欠席) 1名

## 7 会議

### 1) 業務執行理事会議（施設長会議）

	開催期日	討議内容	参加役員等
第1回	令和2年 6月3日	(協議事項) ①令和1年度決算（概要）及び賞与支給係数 ②令和3年度職員採用案件 ③就業規則・労働安全衛生関連 ・介護休暇、有給休暇、業務災害防止 ④介護職員等処遇改善関連（キャリアパス）	理事長 黒木茂夫 理事 黒木靖夫 鬼束和仁 事務局次長
第2回	令和2年 8月11日	(協議事項) ①令和2年度四半期収支状況状況 ②人材確保（新卒・中途採用） ③創立記念式典、実践研究発表について ④理事会、評議員会等の今後のスケジュール	同上

第3回	令和2年 11月5日	(協議事項) ①令和2年度上期収支状況 ②理事会の開催 ③人材確保関連	
第4回	令和2年 12月7日	(協議事項) ①令和2年度一次補正予算(案)	同上
第5回	令和3年 2月8日	(協議事項) ①理事会の開催(上程議案について) ②運営協議会の開催 ③令和3年度介護報酬改定について ④皇寿園、明星園における空調設備修繕計画	同上
第6回	令和3年 3月8日	(協議事項) ①令和2年度二次補正予算(案) ②令和3年度当初予算(案) ③その他、理事会上程議案 ・評議員選任解任委員会 委員の選任 ・運営協議会委員の選任 ・業務委託契約 ・就業規則の一部改正	同上

## 2) 事務局ワーキング

	開催期日	討議内容	参加職員等
※開催なし			

## 3) 法人総務担当者会議

	開催期日	討議内容	参加職員等
※開催なし			

## 8 行事

開催日	行事内容	出席者
令和2年 9月17日	皇寿園・明星園敬老祝賀会	理事長 黒木茂夫 理事 黒木靖夫 ほか職員・利用者
令和2年 9月10日	清流園敬老祝賀会	理事長 黒木茂夫 理事 鬼束和仁 ほか職員・利用者
令和2年 10月20日	創立51周年記念式典 ○年勤続職員表彰	理事長 黒木茂夫 理事 黒木靖夫 理事 鬼束和仁 ほか役職員
令和2年 11月5日	第33回宮崎市納骨堂慰霊祭	理事長 黒木茂夫 理事 黒木靖夫 理事 鬼束和仁 評議員 3名 ほか職員・利用者

## 9 内部研修

研修内容	参加対象者	開催日	開催場所
※開催なし			

## 10 外部研修

研修内容	研修主催者	参加役員	開催日	開催場所
※開催なし				

## 11 内部監査

監査年月日	監査内容並びに担当監事
令和2年 5月14日	令和1年度決算法人監事監査 ●会計監査 担当者：野元監事 ●業務執行状況 担当者：後藤監事 【立会い】理事長・施設長及び担当者

## 12 外部監査

監査年月日	監査施設名	監査実施機関	監査立会
※実施なし（新型コロナウイルス感染症予防につき）			

### 13 行政との契約

契約内容	契約日(期間)	契約先
宮崎市養護老人ホーム清流園 指定管理者	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日	宮崎市
宮崎市納骨堂管理委託	令和3年4月1日	
生活支援ショートステイ事業 (皇寿園・明星園・清流園)		
高齢者虐待等一時保護事業 (皇寿園・明星園・清流園)		
宮崎市道路占有使用契約 (皇寿園・明星園)		

### 14 借入金の状況

借入先		独立行政法人福祉医療機構
借入目的(設備・運営)		皇寿園・明星園老朽改築整備借入金
借入金額(円)		443,700,000円
契約年月日		平成15年4月21日
借入期間(年)		20年
利 息 (%)		0.80%
令和2年度末残高		66,540,000円
令和2年度 償還額	元 金	22,180,000円
	利 子 (うち利子補給額)	349,720円 (71,800円)
	合 計	22,529,720円
令和3年度 償還額	元 金	22,180,000円
	利 子 (うち利子補給額)	249,800円 (51,300円)
	合 計	22,429,720円



15 法人・施設に対する寄附金の状況（令和2年度）

寄附者別	本部分計		皇寿園		明星園		清流園		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
役職員			1	524,700			1	25,000	2	549,700
施設利用者										
利用者の家族					1	30,000	1	10,000	2	40,000
利用者の遺族										
寄付物品										
老人クラブ										
その他										
	創立記念式典									
	敬老会									
	夏祭									
	納骨堂									
施設見学等										
合計		0	1	524,700	1	30,000	2	35,000	4	589,700

## 16 借地等の状況

借地所在地	①宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 227 ②宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 650 ③宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 710
借地面積	9,910.2㎡
所有者	宮崎市
使用目的	社会福祉事業老人ホーム敷 ・特別養護老人ホーム皇寿園 ・養護老人ホーム明星園 ・皇寿園デイサービス
借受の期間	平成27年4月1日～令和27年3月31日
使用料	令和2年度 565,228円 令和3年度 565,228円

## 17 主要沿革

年 月 日	概 要
昭和44年 2月21日	厚生大臣より社会福祉法人日向更生センターの設立が認可される 設立認可：番号 昭和44年2月21日シレイ第34号 設立登記 昭和44年3月12日 初代理事長 黒木利克
昭和44年10月 4日	日本小型自動車振興会補助により鉄筋コンクリート造り平屋建3棟建築 993.68㎡
昭和44年10月20日	老人福祉法による特別養護ホームとして認可
昭和44年10月21日	特別養護老人ホーム皇寿園事業開始（定員50名）
昭和46年11月 5日	日本小型自動車振興会補助により鉄筋コンクリート造り平屋建2棟増築 495.86㎡
昭和47年 1月17日	増築完了により定員80名となる
昭和49年 6月15日	日本小型自動車振興会補助により鉄筋コンクリート造り平屋建1棟増築 387.18㎡
昭和50年 1月16日	増築完了により定員100名となる
昭和53年10月 1日	在宅老人ショートステイ事業を宮崎市の委託により開始する
昭和63年 4月 1日	宮崎市の委託により宮崎市養護老人ホーム明星園の運営を開始する
平成 4年10月 1日	宮崎市の委託により皇寿園デイサービスセンター事業（在宅老人 デイサービス事業）を開始する 鉄骨造平屋建1棟340.00㎡
平成 5年 7月 1日	宮崎市の委託により宮崎東在宅介護支援センター事業（在宅支援相談 事業）を開始する
平成 5年10月 1日	清武町の委託により清武町立養護老人ホーム清流園の運営を開始する
平成 6年 4月 1日	宮崎市の委託により皇寿園在宅ケアセンター事業（老人居宅介護等事 業）を開始する
平成 7年 7月 1日	宮崎市の委託により皇寿園緊急通報センター（緊急通報システムセン ター事業）を開始する
平成12年 4月 1日	介護保険施行による事業開始 介護老人福祉施設／ 皇寿園 短期入所生活介護施設／ 皇寿園 通所介護施設／皇寿園デイサービスセンター 居宅介護支援事業所／皇寿園在宅介護支援センター 訪問介護事業所／皇寿園在宅ケアセンター
平成12年 4月 1日	宮崎市から明星園無償譲渡を受ける
平成13年 1月15日	皇寿園・明星園老朽建替え協議書〈13年度分〉を宮崎市に提出
平成13年 6月18日	皇寿園・明星園老朽建替施設整備費補助金〈13年度分〉の内示
平成13年 9月28日	皇寿園・明星園老朽建替施設整備入札会
平成13年10月12日	皇寿園・明星園老朽建替工事：佐藤工業・加賀城建設JV工事契約
平成13年10月25日	皇寿園・明星園老朽建替工事起工式
平成13年10月25日	社会福祉法人日向更生センター評議員15名委嘱・第1回評議員会
平成14年 1月 7日	皇寿園・明星園老朽建替え協議書〈14年度分〉を宮崎市に提出
平成14年 5月15日	皇寿園・明星園老朽建替施設整備費補助金〈14年度分〉の内示
平成14年 7月11日	皇寿園・明星園老朽建替設備整備費補助金〈14年度分〉の内示

年 月 日	概 要
平成14年10月20日	皇寿園・明星園老朽建替第1期工事完成・引渡し〈仮使用〉
平成14年10月21日	第二期工事（皇寿園分）を開始する
平成14年10月24日	明星園引越し
平成15年 1月10日	平成15年度 社会福祉施設等設備計画協議書を提出する
平成15年 3月31日	平成14年度 宮崎市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金の交付決定通知を受ける
平成15年 4月10日	平成14年度 社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金実績報告書を提出
平成15年 4月23日	平成15年度 宮崎市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金の内示を受ける
平成15年 4月23日	社会福祉・医療事業団と金銭消費貸借契約書を交わす(¥443,700,000)
平成15年 7月18日	平成15年度 社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金交付申請書を提出する
平成15年 8月13日	平成15年度 宮崎市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金の交付決定通知を受ける
平成15年 9月28日	第二期工事（皇寿園分）完成、引渡しを受ける（仮使用）
平成15年10月15日	第三期工事（玄関・外溝工事）を開始する
平成16年 2月23日	全体引渡しを受ける
平成16年 4月24日	皇寿園・明星園 天皇陛下、皇后陛下行幸啓を賜る
平成16年10月16日	創立35周年記念式典を行う
平成21年10月20日	創立40周年記念事業を行う ①職員実践研究発表 6月17日 ②ホームページの開設 7月01日 ③記念モニュメント「寛恕」製作 10月20日 ④創立40周年記念誌発行 10月20日 ⑤創立40周年記念式典 10月20日
平成23年06月14日	法人隣接地土地購入973平方メートル
平成29年01月01日	生計困難者に対する相談支援事業（第二種社会福祉事業）を開始する
令和元年10月19日	創立50周年記念式典を行う